

第 1 4 回
美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 議 資 料

平成 1 6 年 8 月 3 0 日 (月)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第14回美方町・村岡町・香住町合併協議会会議次第

と き：平成16年8月30日(月)

ところ：香住町文化会館

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議の成立

4 会議録署名委員の指名

5 議 題

(1) 協議事項

協議第59号(継続)水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)
について

協議第60号 社会教育関係事務事業の取扱い(その2)について

協議第61号 福祉関係事務事業の取扱い(その3)について

協議第62号 その他協議が必要な事務事業の取扱いについて

協議第63号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第64号 地域自治区の取扱いについて

協議第65号 合併協定項目の変更について

6 そ の 他

第15回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年9月8日(水) 13:30～

(2) 場 所 村岡町老人福祉センター

(3) 協議事項(予定)

協議第66号 一部事務組合等の取扱い(その2)について

7 閉 会

美方町・村岡町・香住町合併協議会委員・顧問名簿

区 分	氏 名	職名・出身町	摘 要
規約第8条第1項 1号委員 (町長)	う え だ せつろう 上 田 節 郎	美方町長	副会長
	い わ つ き たけし 岩 槻 健	村岡町長	会 長
	ふ じ わ ら ひさつぐ 藤 原 久 嗣	香住町長	副会長(職務代理者)
規約第8条第1項 2号委員 (議長・議員)	よ し だ のりあき 吉 田 範 明	美方町議会議長	議長
	ほん じょうしげのぶ 本 城 繁 信	美方町議会議員	
	た に ぶ ち え い い ち 谷 渕 栄 一	村岡町議会議長	副議長
	い た さ か こう じ 板 坂 公 二	村岡町議会議員	
	う え だ たかし 上 田 孝	香住町議会議長	副議長
	たちばな ひで お 橘 秀 夫	香住町議会議員	
規約第8条第1項 3号委員 (学識経験者)	あ さ く ら とみゆき 朝 倉 富 征	美 方 町	
	い の う え い ち ろ う 井 上 一 郎		
	け ど き み ひ こ 毛 戸 公 彦		
	な か む ら は る や す 中 村 治 泰		
	み す ま と く こ 水 間 徳 子		
	い し が き けん ぞう 石 垣 健 三	村 岡 町	
	い の う え げ ん い ち 井 上 源 一		
	こ た に み ち こ 小 谷 道 子		
	に し お た か お 西 尾 高 雄		
	み よ し た だ お 三 好 忠 男		
	い と う まこと 伊 藤 誠	香 住 町	
	お か だ ひ さ こ 岡 田 久 子		
	し ば さ き か ず ひ で 柴 崎 一 秀		
	な か む ら さとる 中 村 暁		
	む ら せ はる よ し 村 瀬 晴 好		
規約第9条第1項 顧 問	な か む ら しげる 中 村 茂	兵庫県議会議員	
	ま る が み ひろし 丸 上 博	兵庫県議会議員	
	に し む ら りょうじ 西 村 良 二	但馬県民局長	

会 議 資 料

資 料 索 引

協 議 第 5 9 号	(継続)水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)について	P 1 ~ P 7
協 議 第 6 0 号	社会教育関係事務事業の取扱い(その2)について	P 8 ~ P 1 9
協 議 第 6 1 号	福祉関係事務事業の取扱い(その3)について	P 2 0 ~ P 3 4
協 議 第 6 2 号	その他協議が必要な事務事業の取扱いについて	P 3 5 ~ P 3 8
協 議 第 6 3 号	事務組織及び機構の取扱いについて	P 3 9 ~ P 4 0
協 議 第 6 4 号	地域自治区の取扱いについて	P 4 1 ~ P 4 6
協 議 第 6 5 号	合併協定項目の変更について	P 4 7

水道・下水道関係事務事業の取扱い (その 2) について

水道・下水道関係事務事業の取扱い (その 2) について提出する。

平成 16 年 8 月 30 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 水道・下水道関係事務事業の取扱い
------	------------	--------------------------------

1 . 水道に関すること

(1) 上水道関係手数料は、合併時に別表のとおり再編する。
ただし、給水装置工事の設計手数料、閉栓手数料、私設消火栓使用立会手数料、消火栓消防演習立会手数料及び給水停止確認手数料は廃止する。

〔 別表 〕

手数料の種類	手数料金額
設計審査手数料	口径 20 mm 以下 1 , 0 0 0 円
	口径 25 mm 以上 3 , 0 0 0 円
竣工検査手数料	口径 20 mm 以下 1 , 0 0 0 円
	口径 25 mm 以上 3 , 0 0 0 円
閉栓手数料	1 , 0 0 0 円
国県道占用申請事務手数料	国県道 3 , 0 0 0 円
	町 道 1 , 0 0 0 円

2 . 下水道に関すること

(1) 美方町、村岡町が実施している合併浄化槽設置整備事業補助制度は、合併後に再編する。

(2) 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度は、村岡町の例により合併時に統一する。

(3) 下水道関係手数料は、合併時に別表のとおり再編する。
ただし、香住町の区域における設計審査手数料及び竣工検査手数料は、供用開始から 3 年を経過した場合に徴収する。

〔別表〕

手数料の種類	手数料金額
設計審査手数料	1,000円
竣工検査手数料	1,000円
国県道占用申請事務手数料	国県道 3,000円 町 道 1,000円
責任技術者登録(更新)手数料	5,000円
督促手数料	150円

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)				協議細目				
上水道手数料	美方町		村岡町				香住町		
	上水道関係手数料の比較(差異のあるもの)								
	手数料の種類		単 位	美 方 町		村 岡 町		香 住 町	
				手数料額	H 1 5 年度 実績件数	手数料額	H 1 5 年度 実績件数	手数料額	H 1 5 年度 実績件数
	給水装置工事設計手数料		1 件	設計金額の 5 %	0件	-	-	7,000円	0件
	設計審査手数料		1 件(回)	口径区別なし 5,000円	0件	口径区別なし 500円	24件	φ 2 5 mmまで 2,000円 φ 3 0 mm以上 4,000円	148件 8件
	竣工検査手数料		1 件(回)	口径区別なし 1,000円	0件	口径区別なし 500円	24件	φ 2 5 mmまで 2,000円 φ 3 0 mm以上 3,000円	148件 8件
	閉開栓手数料	閉栓手数料	1 件(回)	300円	22件	500円	101件	-	-
		開栓手数料		300円	22件	500円	102件	-	-
	私設消火栓使用立会手数料		1 回	-	-	500円	0件	-	-
消火栓消防演習立会		1 回	1,000円	0件	-	-	-	-	
給水停止確認手数料		1 回	1,000円	0件	-	-	-	-	
国県道占用申請事務手数料		1 件	-	-	-	-	5,000円	0件	

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)		協議細目																																																	
補助制度	美方町	村岡町	香住町																																																	
	1. 合併浄化槽等の設置に対する補助 (1) 対象 美方町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき5人槽以上の合併処理浄化槽を設置した者。 (2) 補助金額 <table><tr><th>人槽区分(人槽)</th><th>限度額</th></tr><tr><td>5</td><td>750 千円</td></tr><tr><td>6</td><td>900 千円</td></tr><tr><td>7</td><td>1,100 千円</td></tr><tr><td>8</td><td>1,200 千円</td></tr><tr><td>9</td><td>1,350 千円</td></tr><tr><td>10</td><td>1,600 千円</td></tr><tr><td>11～20</td><td>2,000 千円</td></tr><tr><td>21～30</td><td>3,600 千円</td></tr><tr><td>31～50</td><td>4,800 千円</td></tr><tr><td>51人～</td><td>5,500 千円</td></tr></table> 限度額(合併処理浄化槽設置に要する経費が限度額に満たない場合は、その設置費とする。) 1基 - 1口30万円を設置費用より控除	人槽区分(人槽)	限度額	5	750 千円	6	900 千円	7	1,100 千円	8	1,200 千円	9	1,350 千円	10	1,600 千円	11～20	2,000 千円	21～30	3,600 千円	31～50	4,800 千円	51人～	5,500 千円	1. 合併浄化槽等の設置に対する補助 (1) 対象 村岡町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき5人槽以上の合併処理浄化槽を設置した者。 (2) 補助金額 <table><tr><th>人槽区分(人槽)</th><th>限度額</th></tr><tr><td>5</td><td>790 千円</td></tr><tr><td>6</td><td>900 千円</td></tr><tr><td>7</td><td>1,070 千円</td></tr><tr><td>8</td><td>1,140 千円</td></tr><tr><td>9</td><td>1,320 千円</td></tr><tr><td>10</td><td>1,550 千円</td></tr><tr><td>11～20</td><td>1,895 千円</td></tr><tr><td>21～30</td><td>3,357 千円</td></tr><tr><td>31～50</td><td>4,429 千円</td></tr><tr><td>51人～</td><td>4,974 千円</td></tr></table> 1基 - 18万円を設置費用より控除(一般住宅のみ)	人槽区分(人槽)	限度額	5	790 千円	6	900 千円	7	1,070 千円	8	1,140 千円	9	1,320 千円	10	1,550 千円	11～20	1,895 千円	21～30	3,357 千円	31～50	4,429 千円	51人～	4,974 千円	1. 合併浄化槽等の設置に対する補助 町施行のため補助制度なし					
	人槽区分(人槽)	限度額																																																		
	5	750 千円																																																		
6	900 千円																																																			
7	1,100 千円																																																			
8	1,200 千円																																																			
9	1,350 千円																																																			
10	1,600 千円																																																			
11～20	2,000 千円																																																			
21～30	3,600 千円																																																			
31～50	4,800 千円																																																			
51人～	5,500 千円																																																			
人槽区分(人槽)	限度額																																																			
5	790 千円																																																			
6	900 千円																																																			
7	1,070 千円																																																			
8	1,140 千円																																																			
9	1,320 千円																																																			
10	1,550 千円																																																			
11～20	1,895 千円																																																			
21～30	3,357 千円																																																			
31～50	4,429 千円																																																			
51人～	4,974 千円																																																			
2. 補助の状況	平成14年度実績 <table><tr><th>人槽区分(人槽)</th><th>件数(件)</th><th>補助金額(千円)</th></tr><tr><td>7</td><td>2</td><td>1,600</td></tr><tr><td>21</td><td>1</td><td>3,140</td></tr><tr><td>141</td><td>1</td><td>4,690</td></tr></table> 平成15年度実績 <table><tr><th>人槽区分(人槽)</th><th>件数(件)</th><th>補助金額(千円)</th></tr><tr><td>5</td><td>1</td><td>450</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	人槽区分(人槽)	件数(件)	補助金額(千円)	7	2	1,600	21	1	3,140	141	1	4,690	人槽区分(人槽)	件数(件)	補助金額(千円)	5	1	450							平成14年度実績 <table><tr><th>人槽区分(人槽)</th><th>件数(件)</th><th>補助金額(千円)</th></tr><tr><td>5</td><td>1</td><td>610</td></tr><tr><td>7</td><td>1</td><td>890</td></tr><tr><td>30</td><td>1</td><td>3,357</td></tr></table> 平成15年度実績 <table><tr><th>人槽区分(人槽)</th><th>件数(件)</th><th>補助金額(千円)</th></tr><tr><td>7</td><td>1</td><td>890</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	人槽区分(人槽)	件数(件)	補助金額(千円)	5	1	610	7	1	890	30	1	3,357	人槽区分(人槽)	件数(件)	補助金額(千円)	7	1	890								
人槽区分(人槽)	件数(件)	補助金額(千円)																																																		
7	2	1,600																																																		
21	1	3,140																																																		
141	1	4,690																																																		
人槽区分(人槽)	件数(件)	補助金額(千円)																																																		
5	1	450																																																		
人槽区分(人槽)	件数(件)	補助金額(千円)																																																		
5	1	610																																																		
7	1	890																																																		
30	1	3,357																																																		
人槽区分(人槽)	件数(件)	補助金額(千円)																																																		
7	1	890																																																		

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い（その２）		協議細目	
現況比較表	美方町	村岡町	香住町	
利子補給制度	１．事業内容 汲み取り便所等改造工事を行う者に貸し付けた資金に対し、利子補給を行う。 対象者要件 ・処理区域内の住宅の所有者又は改造工事について当該住宅の所有者の同意を得た使用者 ・町税及び生活排水処理事業分担金を滞納していない者 ・独立の生計を営んでいる者で、償還能力を有する者 対象工事 ・汲み取り便所を水洗便所に改造する工事（し尿浄化槽設置に係る水洗便所改造工事を除く） ・し尿浄化槽を廃止し、汚水の排水設備を設置又は改造して公共下水道等に接続する工事 ２．利子補給の対象額及び率 利子補給の基礎額 １戸につき２００万円以内で町長の査定した額 利子補給の率 年利５％以内の９５％とし、町長が毎年定める ・融資（協定）利率 ２．５％〔平成１６年度〕 ・利子補給率 ２．３７５％ 利子補給の期間 ６０か月（上限） ３．利用状況 利用件数 ８件 利子補給額 １７２，０６０円 ４．交付方法 ・金融機関に支払（１０月・４月の年２回）	１．事業内容 汲み取り便所等改造工事を行う者に対し、資金の融資あつ旋及び利子補給を行う。 対象者要件 ・処理区域内の住宅の所有者又は改造工事について当該住宅の所有者の同意を得た使用者 ・独立の生計を営んでいる者で、償還能力を有する者 ・町税及び下水道分担金を滞納していない者 ・汚水の処理開始の公示の日から３年以内に改造工事を行う者 対象工事 ・汲み取り便所を水洗便所に改造する工事（浄化槽を廃止し、公共下水道等に接続する工事を含む） ・汚水を排除するための排水設備の設置又は改造をする工事 ・上記の工事に伴う壁、床等の補修工事 ２．利子補給の対象額及び率 利子補給の基礎額 １戸につき３０万円以上１５０万円以内で町長の査定した額 利子補給の率 融資利率の利子相当額とし、３％を限度とする ・融資（協定）利率 ２．１％〔平成１６年度〕 ・利子補給率 ２．１％ 利子補給の期間 融資金を受けた者と取扱金融機関とが当初に定めた約定弁済期間以内 ３．利用状況 利用件数 ５１件 利子補給額 ６７７，０２４円 ４．交付方法 ・金融機関に支払（９月・３月の年２回）	１．事業内容 汲み取り便所等改造工事を行う者に対し、資金の融資あつ旋及び利子補給を行う。 対象者要件 ・処理区域内において改造工事をしようとする施設の所有者又は改造工事について当該施設の所有者の同意を得た使用者 ・本町に住所を有する個人又は法人 ・町の徴収金を滞納していない者 ・融資あっせんを受けることのできる期間は、供用開始の日から３年間とする 対象工事 ・汲み取り便所を水洗便所に改造する工事（浄化槽を廃止し、公共下水道等に接続する工事を含む） ・汚水を排除するための排水設備の設置又は改造する工事 ２．利子補給の対象額及び率 利子補給の基礎額 １戸につき３０万円以上１２０万円以内で町長の査定した額 利子補給の率 融資利率から別に町長が定める利率を控除した利率により算定した金額 ・融資（協定）利率 ３．０％〔平成１６年度〕 ・利子補給率 １．０％ 利子補給の期間 融資金を受けた者と取扱金融機関とが当初に定めた約定弁済期間以内 ３．利用状況 利用件数 ５件 利子補給額 ２１，７５６円 ４．交付方法 ・金融機関に支払（９月・３月の年２回）	

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)				協議細目			
下水道手数料	美方町		村岡町				香住町	
	下水道関係手数料の比較(差異のあるもの)							
	手数料の種類	単 位	美 方 町		村 岡 町		香 住 町	
			手数料額	H 1 5 年度 実績件数	手数料額	H 1 5 年度 実績件数	手数料額	H 1 5 年度 実績件数
	設計審査手数料	1 件	1,000円	61件	1,000円	177件	-	-
	竣工検査手数料	1 件	1,000円	61件	1,000円	177件	-	-
	国道道占用申請事務手数料	1 件	2,000円	4件	2,000円	0件	-	-
	責任技術者登録(更新)	1 件	5,000円	6件	5,000円	10件	3,000円	18件
督促手数料	1 通	-	-	-	-	100円	0件	

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い（その２）	協議細目
先進事例		
	養父市	（下水道） １．合併浄化槽等の設置に対する補助は、養父町の例による。
	朝来市	（下水道） １．合併処理浄化槽に関すること （１）設置促進補助金については、合併時に和田山町の制度に統合する。 （２）維持管理補助金については、合併時に和田山町の制度に統合する。 ただし、合併時までに生野町において一括で補助金を受けている者に対しては、更新時までは交付を行わない。 ２．水洗便所等改造資金融資斡旋制度に関すること （１）水洗便所等改造資金融資斡旋制度については、合併時に生野町、和田山町の制度を基に調整する。
	丹波市	（下水道） １．合併浄化槽設置整備事業補助金については、合併時に国庫基準、県の上乗せ基準に準じた補助に統一し、町単独の上乗せ補助は、合併時に廃止する。 ２．浄化槽推進地域については、管理組合を組織するなど、組合の維持管理に対し公的支援を行う。 ３．水洗便所改造利子補給制度については、合併時に統一する。
	京丹後市	（下水道） １．合併処理浄化槽整備補助 （１）網野町の制度をもとに調整し、新市全体に適用する。

社会教育関係事務事業の取扱い（その 2）について

社会教育関係事務事業の取扱い（その 2）について提出する。

平成 1 6 年 8 月 3 0 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 社会教育関係事務事業の取扱い
1 . 人権啓発に関すること 人権尊重は、社会づくり、人づくりの根幹をなすものである。すべてのまちづくり施策は、この人権尊重の理念をもとに進めるもので、人権啓発は一時もゆるがせることなく強力に推進していかなければならない。 (1) 人権啓発推進のための条例は、すべての人が人権についての正しい理解と認識を深めて行くうえで、ゆるぎない決意と方向性を示すものとして重要な役割を果たすものであるので、香住町の例をもとに合併時に再編する。 (2) 現行の啓発推進事業は新町へ引き継ぎ、積極的な展開を図るものとする。 2 . 生涯学習に関すること (1) 生涯学習事業、各種行事等は、これまでの事業成果を踏まえ、引き続き地域の特色を活かした事業の展開ができるよう、合併後に調整する。 (2) 図書館事業は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。 3 . 子育て支援に関すること (1) 子育て支援事業は、現行の 3 町の事業をもとに合併後に調整する。 4 . 社会体育に関すること (1) 教育委員会主催のスポーツ行事は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。 社会教育団体が実施するスポーツ行事の支援方法は、合併後に検討する。 (2) 国体推進体制は、合併後、新町に 1 つの実行委員会を組織し、旧町単位の専門部会を設置する。		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料			
協議項目	社会教育関係事務事業の取扱い（その２）		協議細目
人権啓発推進に関する条例（要綱）	美方町	村岡町	香住町
	■人権啓発推進に関する条例(要綱) １．名 称 美方町人権啓発推進委員会設置要綱 ２．制定年月日 平成１５年４月１日 要綱全文 〔目的〕 第１条 この要綱は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下の平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、人々が仲良く暮らし、お互い立場を認め合い、真心のかよう町づくりの実現に寄与することを目的とする。 〔町の責務〕 第２条 町は、人権尊重の理念に基づき、人間性を豊かにする人権教育及び啓発活動を推進し、人権意識の醸成及び高揚に努めるものとする。 〔人権啓発推進委員会の設置〕 第３条 第１条の目的を達成するため、美方町人権啓発推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。 ２ 委員会は、町長の諮問に応じ、「第２条」に関する総合的事項を審議する。 ３ 委員会は、総合的な人権啓発施策の推進に関し、町長に意見を述べることができる。 ４ 委員会は、目的を達成するために、広く町民の意見を聞くことができる。 〔委員会の組織等〕 第４条 委員会は、委員１５人以内で組織する。 ２ 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 （１） 助役、教育長、課長 （２） 議会議長 （３） 町内学校長 （４） 人権擁護委員（３名） （５） 町婦人会代表１名 ３ 委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ４ 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。 ５ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。又、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。 〔会議〕 第５条 委員長は、委員会を招集しその議長となる。 ２ 委員会は、委員の過半数の出席で成立する。 ３ 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 〔所管事務〕 第６条 委員会の事務は、住民課において処理する。 〔補則〕 第７条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。 附 則 〔施行期日〕	■人権啓発推進に関する条例(要綱) 条例、要綱等なし	■人権啓発推進に関する条例(要綱) １．名 称 香住町人権啓発推進条例 ２．制定年月日 平成９年４月１日 条例全文 〔目的〕 第１条 この条例は、あらゆる差別やいじめなどによる人権侵害のない、心豊かにして和やかな、真に町民相互の人権が尊重される、町づくりを目指すことを目的とする。 〔町の責務〕 第２条 町は、人権尊重の理念に基づき、町民相互の理解を深めるとともに、人間性を豊にする教育及び啓発に努めなければならない。 〔町民の責務〕 第３条 町民は、相互に信頼を深め、自らが心豊にして和やかな、人権尊重の町づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めなければならない。 〔人権啓発推進委員会の設置〕 第４条 第１条の目的を達成するため、町に人権啓発推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。 ２ 委員会は、町長の諮問に応じ、人権啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項を調査審議する。 ３ 委員会は、前項の目的を達成するために、広く町民の意見を聞くことができる。 ４ 委員会は、第２項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。 〔組織〕 第５条 委員会は、委員１５人以内で組織する。 ２ 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 （１） 学識経験者 （２） 人権擁護委員 （３） 町内各種団体の役員 （４） 町内小中学校長 〔委員の任期〕 第６条 委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ２ 委員は、再任されることができる。 〔委員長及び副委員長〕 第７条 委員会に委員長及び副委員長を置く。 ２ 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。 ３ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。 ４ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 〔会議〕 第８条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。 ２ 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 〔庶務〕 第９条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。 〔補則〕 第１０条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が委員会に諮って定めるものとする。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成１３年６月２８日条例第１４号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、町議会議員で公布の日に現に在職する委員については、その任期満了の日まではその委員とする。

参 考 資 料

協議項目	社会教育関係事務事業の取扱い（その２）	協議細目	
人権啓発事業	美方町	村岡町	香住町
	■ 主な人権啓発推進事業 １．研修会等の開催 (１)「心のふれあう町民の集い」の開催 年１回 (２)「人権教育講座」の開設 年６回 (３)「地区人権学習会」への支援 年３回 (４)人権教・人権啓発推進委員会合同研修会の開催 ２．啓発活動 (１)町広報紙による啓発 (２)人権作文、人権標語、人権ポスターの募集と活用 (３)「こことここ」パンフ作成、全戸配布 年１回 (４)「矢田の流れ」冊子作成、全戸配布 年１回 (５)啓発用「シャープペン」の配布 (６)懸垂幕、のぼり旗の設置	■ 主な人権啓発推進事業 １．研修会等の開催 (１)「村岡町人権講演会」の開催 年１回 (２)各種団体・職場での自主学習への支援 ２．啓発活動 (１)町広報紙による啓発 (２)広報車、有線放送による町内啓発 (３)人権作文の募集と活用 (４)人権啓発冊子「ふれあいのまち」発行 (５)人権啓発ビデオの貸出し (６)懸垂幕、のぼり旗の設置	■ 主な人権啓発推進事業 １．研修会等の開催 (１)「差別をなくする町民のつどい」の開催 年１回 (２)人権講演会 年２回 (３)「地区巡回人権学習会」の開催 香住支部のみ (４)各種団体・職場での自主学習への支援 (５)「中央リーダー研修会」の開催 年３回 (６)「各支部リーダー研修会」の開催 ２．啓発活動 (１)町広報紙による啓発 (２)「差別をなくそう町民運動」標語、ポスターの募集 (３)「人に優しい町のカレンダー」作成、全戸配布 (４)人権啓発パネル展の開催 (５)人権標語・ポスター展示 (６)「みんなの人権映画会」の開催 年６回 (７)懸垂幕、のぼり旗の設置

参 考 資 料

協議項目	社会教育関係事務事業の取扱い（その２）		協議細目																																																									
生涯学習事業等	美方町	村岡町	香住町																																																									
	■ 公民館の主な実施事業 １．各種講座 ・山野草教室（１） ・自然研究講座（３） ・浴衣の着付け教室（１） ・写真講座（１） ・絵本の読み聞かせ講座（３） ・鳥大「青空コンサート」（１） ・火星観測会（１） ・子ども絵画教室（１） ・子ども工作教室（１） ・舞台芸術お誘いイベント（１） ・絵てがみ講座（４） ・貴田天体観測会（１） ・しめ飾り作り教室〔子ども〕（１） ・しめ飾り作り教室〔一般〕（１） ・ＩＴ講習会（４） ・スキー教室（１） ・スノーボード教室（１） ・茶道教室（１） ・囲碁＆将棋教室（２） ・囲碁＆将棋教室練習会（７） ・お菓子作り教室（１） ・押し花教室（８） ・水墨画教室（８） （ ）内の数字は開催回数	■ 公民館の主な実施事業 １．町民交流事業 ・村岡町民文化祭 ・こどもみどりの作品展 ・山野草展 春・秋 ・ジャンボ書初大会と作品展 ・ロビー展（町民センターロビー） ・各区の文化祭等行事の交流 ２．地域間交流事業 ・門真市との交流会 ・郡内の公民館の交流と情報交換 ・但馬内の各市町の行事事業の情報発信と交流 ・こどものスポーツや遊びの援助と指導者の養成（スポーツ２１と連携） ３．生涯学習の推進事業 <table><tr><th>中央公民館</th><th>兎塚地区</th><th>射添地区</th></tr><tr><td>ちびっこ絵画(2)</td><td>生き生きセミナー(8)</td><td>こども書道(9)</td></tr><tr><td>こども探検隊(5)</td><td>こどもチャレンジ(3)</td><td></td></tr><tr><td>英語で話そう(6)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>古文書入門(11)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>古典に親しもう(10)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ふるさと探偵団(6)</td><td></td><td></td></tr></table> ()内の数字は開催回数 ４．生活文化教室事業 <table><tr><td>漢字書道(13)</td><td>陶芸(10)</td><td>俳句(11)</td></tr><tr><td>かな書道(11)</td><td>ふるさとの味作り(6)</td><td>パッチワーク(11)</td></tr><tr><td>表装(11)</td><td>ちぎり絵(10)</td><td>大正琴(11)</td></tr><tr><td>短歌(11)</td><td>特別講座</td><td>鞠づくり(6)</td></tr><tr><td>俳句(10)</td><td>男の料理(1)</td><td>菊づくり(7)</td></tr><tr><td>カメラを楽しむ(7)</td><td>手芸(1)</td><td>特別講座</td></tr><tr><td>三味線(11)</td><td>藤工芸(1)</td><td>盆栽(6)</td></tr><tr><td>墨絵(12)</td><td></td><td>男の料理(1)</td></tr><tr><td>民謡(19)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>果樹園芸(6)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>英会話(9)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>気孔・太極拳(10)</td><td></td><td></td></tr></table>	中央公民館	兎塚地区	射添地区	ちびっこ絵画(2)	生き生きセミナー(8)	こども書道(9)	こども探検隊(5)	こどもチャレンジ(3)		英語で話そう(6)			古文書入門(11)			古典に親しもう(10)			ふるさと探偵団(6)			漢字書道(13)	陶芸(10)	俳句(11)	かな書道(11)	ふるさとの味作り(6)	パッチワーク(11)	表装(11)	ちぎり絵(10)	大正琴(11)	短歌(11)	特別講座	鞠づくり(6)	俳句(10)	男の料理(1)	菊づくり(7)	カメラを楽しむ(7)	手芸(1)	特別講座	三味線(11)	藤工芸(1)	盆栽(6)	墨絵(12)		男の料理(1)	民謡(19)			果樹園芸(6)			英会話(9)			気孔・太極拳(10)			■ 公民館の主な実施事業 事業内容等 中央公民館 １．各種講座 ・少年少女合唱団(24) ・歴史講座(12) ・古典講座(7) ・手編講座(11) ・写真講座(2) ・山登講座(6) ・焼物講座(9) ・英会話講座(21) ・絵画講座(7) ・古文書講座(11) ・自然体感講座(2) ・草木染講座(12) ・まるごと自然体感講座(5) ・パソコン講座(10) ２．成人式 ・成人式の開催 ３．町民祭 ・各種資料展示 ・文化祭等の開催 ()内の数字は開催回数 地区公民館 香住地区公民館 ・球技大会、地区体育祭、香住っこフォーラム ・しめ縄づくり、もちつき大会、ボランティア活動 ・人権ふれあい交流会、各区巡回人権学習会、七夕ハイキング、冬季体験教室、トンネルハイキング 奥佐津地区公民館 ・三川祭り、男女混成ソフトバレーボール大会、盆踊り大会、産業文化祭 ・体育祭、ふれあいボウリング大会、ハイキング、つり大会 ・バレーボール、生け花、ふれあい広場、雪あそび、大正琴、夢ふうせん
			中央公民館	兎塚地区	射添地区																																																							
			ちびっこ絵画(2)	生き生きセミナー(8)	こども書道(9)																																																							
こども探検隊(5)	こどもチャレンジ(3)																																																											
英語で話そう(6)																																																												
古文書入門(11)																																																												
古典に親しもう(10)																																																												
ふるさと探偵団(6)																																																												
漢字書道(13)	陶芸(10)	俳句(11)																																																										
かな書道(11)	ふるさとの味作り(6)	パッチワーク(11)																																																										
表装(11)	ちぎり絵(10)	大正琴(11)																																																										
短歌(11)	特別講座	鞠づくり(6)																																																										
俳句(10)	男の料理(1)	菊づくり(7)																																																										
カメラを楽しむ(7)	手芸(1)	特別講座																																																										
三味線(11)	藤工芸(1)	盆栽(6)																																																										
墨絵(12)		男の料理(1)																																																										
民謡(19)																																																												
果樹園芸(6)																																																												
英会話(9)																																																												
気孔・太極拳(10)																																																												

参 考 資 料

協議項目	社会教育関係事務事業の取扱い（その２）		協議細目
生涯学習事業等	美方町	村岡町	香住町
		(続き) 花づくり(6) 特別講座 パンづくり(3) 空手(2) 男の料理(2) ＩＴ講座(10) しめ縄づくり(1) わら細工(1) 絵てがみ(1) () 内の数字は開催回数 5 . 活動の支援 ・地域で行っている文化活動の把握や支援 (地区文化祭・作品展・村おこし事業等) ・文化グループの育成(文化協会・サークル活動等) ・活動についての相談・情報収集・広報活動等 ・活動のリーダーの把握と養成 ・スポーツや遊びのリーダー養成 6 . 場の整備 ・施設設備の美化と営繕 ・組織や管理のありかたの検討と改善 ・図書の充実と活用 ・図書室の整備	(続き) 佐津地区公民館 ・こいのぼりハイキング、グラウンドゴルフ大会、青少年健全育成地域フォーラム、佐津川七夕まつり、地区体育祭 ・地区文化祭、新春かるた大会、囲碁将棋大会、公民館年末大掃除、ピオトープ作り ・地区親子絵本の会「もくば」、児童絵本の会「木馬」、佐津フォトクラブ「写太」、布あそび、関係団体との連絡協議会 柴山地区公民館 ・ボウリング大会、アドベンチャー柴山、体育祭、産業文化祭、生命の貯蓄体操 ・バレーボール大会、漁火ハイキング、陶芸教室、男の料理、詩吟教室 ・ブックランド(読み聞かせ)、公民館年末大掃除 長井地区公民館 ・グラウンドゴルフ大会、体育祭、産業文化祭、スキー教室、卓球大会、地域おこし研修会 ・炭焼き体験教室、野草教室、盆踊り大会、囲碁将棋大会、かるた教室、クリスマス会 ・カラオケ教室、おはなしのさと、囲碁教室、菊づくりの会、里づくりの会 ・百人一首かるた大会、リフォーム教室、グラウンドゴルフ教室 余部地区公民館 ・漁火ハイキング、ソフトバレーボール大会、盆踊り大会、地区体育祭、体育祭 ・かるた大会、福祉バザー、親子スキー遠足、おはようラジオ体操 ・青少年育成フォーラム、アセビ谷ハイキング、幼児教育講座、囲碁大会
			地区公民館

参 考 資 料

協議項目	社会教育関係事務事業の取扱い（その２）			協議細目																																																																																														
■図書室等	美方町		村岡町			香住町																																																																																												
名称	地域連携センター図書館		村岡町中央公民館図書室			香住町中央公民館図書室																																																																																												
施設の設置場所	地域連携センター内		中央公民館内			中央公民館内																																																																																												
図書室の面積	1 8 8㎡		5 2 . 5㎡			1 3 0㎡																																																																																												
開館時間	8：30～18：00 （水曜日 8：30～21：30）		8：30～22：00 （日曜日 8：30～17：00）			9：00～22：00																																																																																												
休館日	原則として毎週日曜日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 12月29日から翌年1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）		月曜日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に規定する休日を除く。）			原則として毎週月曜日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 12月29日から翌年1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）																																																																																												
職員体制	図書司書 1人		公民館職員 1人			図書司書 1人																																																																																												
管理方法	コンピューター管理		台帳による手管理			コンピューター管理																																																																																												
平成15年度実績	<table><tr><td>開館日数</td><td>175日</td><td></td></tr><tr><td>登録者数</td><td>700名</td><td></td></tr><tr><td>貸出冊数等</td><td>8,010点</td><td></td></tr><tr><td>図 書</td><td>7,926冊</td><td></td></tr><tr><td>ビ デ オ</td><td>82巻</td><td></td></tr><tr><td>D V D</td><td>2巻</td><td></td></tr><tr><td>蔵 書 数 等</td><td>12,060点</td><td></td></tr><tr><td>図 書</td><td>12,000冊</td><td></td></tr><tr><td>ビ デ オ</td><td>50巻</td><td></td></tr><tr><td>D V D</td><td>10巻</td><td></td></tr></table>		開館日数	175日		登録者数	700名		貸出冊数等	8,010点		図 書	7,926冊		ビ デ オ	82巻		D V D	2巻		蔵 書 数 等	12,060点		図 書	12,000冊		ビ デ オ	50巻		D V D	10巻		<table><tr><td>開館日数</td><td>303日</td><td></td></tr><tr><td>登録者数</td><td>- 名</td><td>登録制度なし</td></tr><tr><td>貸出冊数等</td><td>200点</td><td></td></tr><tr><td>図 書</td><td>200冊</td><td></td></tr><tr><td>ビ デ オ</td><td>0巻</td><td></td></tr><tr><td>D V D</td><td>0巻</td><td></td></tr><tr><td>蔵 書 数 等</td><td>20,781点</td><td></td></tr><tr><td>図 書</td><td>20,781冊</td><td></td></tr><tr><td>ビ デ オ</td><td>0巻</td><td></td></tr><tr><td>D V D</td><td>0巻</td><td></td></tr></table>			開館日数	303日		登録者数	- 名	登録制度なし	貸出冊数等	200点		図 書	200冊		ビ デ オ	0巻		D V D	0巻		蔵 書 数 等	20,781点		図 書	20,781冊		ビ デ オ	0巻		D V D	0巻		<table><tr><td>開館日数</td><td>292日</td><td></td></tr><tr><td>登録者数</td><td>2,139名</td><td></td></tr><tr><td>貸出冊数等</td><td>22,205点</td><td></td></tr><tr><td>図 書</td><td>22,201冊</td><td></td></tr><tr><td>ビ デ オ</td><td>4巻</td><td>フィルム含む</td></tr><tr><td>D V D</td><td>0巻</td><td></td></tr><tr><td>蔵 書 数 等</td><td>21,069点</td><td></td></tr><tr><td>図 書</td><td>20,964冊</td><td>雑誌除く</td></tr><tr><td>ビ デ オ</td><td>118巻</td><td>フィルム含む</td></tr><tr><td>D V D</td><td>14巻</td><td>貸出不可</td></tr></table>			開館日数	292日		登録者数	2,139名		貸出冊数等	22,205点		図 書	22,201冊		ビ デ オ	4巻	フィルム含む	D V D	0巻		蔵 書 数 等	21,069点		図 書	20,964冊	雑誌除く	ビ デ オ	118巻	フィルム含む	D V D	14巻	貸出不可
開館日数	175日																																																																																																	
登録者数	700名																																																																																																	
貸出冊数等	8,010点																																																																																																	
図 書	7,926冊																																																																																																	
ビ デ オ	82巻																																																																																																	
D V D	2巻																																																																																																	
蔵 書 数 等	12,060点																																																																																																	
図 書	12,000冊																																																																																																	
ビ デ オ	50巻																																																																																																	
D V D	10巻																																																																																																	
開館日数	303日																																																																																																	
登録者数	- 名	登録制度なし																																																																																																
貸出冊数等	200点																																																																																																	
図 書	200冊																																																																																																	
ビ デ オ	0巻																																																																																																	
D V D	0巻																																																																																																	
蔵 書 数 等	20,781点																																																																																																	
図 書	20,781冊																																																																																																	
ビ デ オ	0巻																																																																																																	
D V D	0巻																																																																																																	
開館日数	292日																																																																																																	
登録者数	2,139名																																																																																																	
貸出冊数等	22,205点																																																																																																	
図 書	22,201冊																																																																																																	
ビ デ オ	4巻	フィルム含む																																																																																																
D V D	0巻																																																																																																	
蔵 書 数 等	21,069点																																																																																																	
図 書	20,964冊	雑誌除く																																																																																																
ビ デ オ	118巻	フィルム含む																																																																																																
D V D	14巻	貸出不可																																																																																																
図書館事業	・おはなし会(年5～6回) ・図書館だよりの発行		・図書館だよりの発行(月1回)			・読み聞かせ事業(月1回) ・図書室だよりの発行(月1回) ・各地区公民館(6館)に図書コーナー設置																																																																																												

参 考 資 料

協議項目	社会教育関係事務事業の取扱い（その２）		協議細目																																																						
■図書館車	美方町	村岡町	香住町																																																						
名称	美方町移動図書館 「メルヘン２１」	村岡町移動図書館 「やまなみ」	なし																																																						
巡回日	毎月第２、第４の土日 ９：００～１６：００	毎週土曜日（月４回） ９：００～１６：００																																																							
職員体制	貸出業務：公民館図書館運営委員会（１０名）が行う 運転業務：美方郡シルバー人材センターへ委託	貸出業務：公民館職員と社会教育課職員が行う 運転業務：美方郡シルバー人材センターへ委託																																																							
管理方法	コンピューター管理	台帳による手管理																																																							
平成１５年度 実績	<table><tr><td>巡 回 日 数</td><td>38 日</td></tr><tr><td>貸 出 冊 数 等</td><td>1,934 点</td></tr><tr><td>図 書</td><td>1,934 冊</td></tr><tr><td>ビ デ オ</td><td>0 巻</td></tr><tr><td>D V D</td><td>0 巻</td></tr><tr><td>蔵 書 数 等</td><td>1,000 点</td></tr><tr><td>図 書</td><td>1,000 冊</td></tr><tr><td>ビ デ オ</td><td>0 巻</td></tr><tr><td>D V D</td><td>0 巻</td></tr></table>	巡 回 日 数	38 日	貸 出 冊 数 等	1,934 点	図 書	1,934 冊	ビ デ オ	0 巻	D V D	0 巻	蔵 書 数 等	1,000 点	図 書	1,000 冊	ビ デ オ	0 巻	D V D	0 巻	<table><tr><td>巡 回 日 数</td><td>48 日</td></tr><tr><td>貸 出 冊 数 等</td><td>2,870 点</td></tr><tr><td>図 書</td><td>2,870 冊</td></tr><tr><td>ビ デ オ</td><td>0 巻</td></tr><tr><td>D V D</td><td>0 巻</td></tr><tr><td>蔵 書 数 等</td><td>1,014 点</td></tr><tr><td>図 書</td><td>1,004 冊</td></tr><tr><td>ビ デ オ</td><td>10 巻</td></tr><tr><td>D V D</td><td>0 巻</td></tr></table>	巡 回 日 数	48 日	貸 出 冊 数 等	2,870 点	図 書	2,870 冊	ビ デ オ	0 巻	D V D	0 巻	蔵 書 数 等	1,014 点	図 書	1,004 冊	ビ デ オ	10 巻	D V D	0 巻	<table><tr><td>巡 回 日 数</td><td>日</td></tr><tr><td>貸 出 冊 数 等</td><td>点</td></tr><tr><td>図 書</td><td>冊</td></tr><tr><td>ビ デ オ</td><td>巻</td></tr><tr><td>D V D</td><td>巻</td></tr><tr><td>蔵 書 数 等</td><td>点</td></tr><tr><td>図 書</td><td>冊</td></tr><tr><td>ビ デ オ</td><td>巻</td></tr><tr><td>D V D</td><td>巻</td></tr></table>	巡 回 日 数	日	貸 出 冊 数 等	点	図 書	冊	ビ デ オ	巻	D V D	巻	蔵 書 数 等	点	図 書	冊	ビ デ オ	巻	D V D	巻
	巡 回 日 数	38 日																																																							
貸 出 冊 数 等	1,934 点																																																								
図 書	1,934 冊																																																								
ビ デ オ	0 巻																																																								
D V D	0 巻																																																								
蔵 書 数 等	1,000 点																																																								
図 書	1,000 冊																																																								
ビ デ オ	0 巻																																																								
D V D	0 巻																																																								
巡 回 日 数	48 日																																																								
貸 出 冊 数 等	2,870 点																																																								
図 書	2,870 冊																																																								
ビ デ オ	0 巻																																																								
D V D	0 巻																																																								
蔵 書 数 等	1,014 点																																																								
図 書	1,004 冊																																																								
ビ デ オ	10 巻																																																								
D V D	0 巻																																																								
巡 回 日 数	日																																																								
貸 出 冊 数 等	点																																																								
図 書	冊																																																								
ビ デ オ	巻																																																								
D V D	巻																																																								
蔵 書 数 等	点																																																								
図 書	冊																																																								
ビ デ オ	巻																																																								
D V D	巻																																																								

参 考 資 料

協議項目	社会教育関係事務事業の取扱い(その2)		協議細目
子育て・子育て支援	美方町	村岡町	香住町
	■子育て・子育て支援(学習)センター 1. 名称 美方町子育て学習センター	■子育て・子育て支援(学習)センター 1. 名称 高井子育て・子育て支援センター(基幹センター) 大谷子育て・子育て支援センター(地域センター) 神坂子育て・子育て支援センター(") 粗岡子育て・子育て支援センター(") 味取子育て・子育て支援センター(") 山田子育て・子育て支援センター(")	■子育て・子育て支援(学習)センター 1. 名称 香住町子育て学習センター
	2. 所在地 美方町大谷(基幹集落センター1階)	2. 所在地 村岡町耀山(旧高井へき地保育所) 村岡町中大谷(旧大谷へき地保育所) 村岡町神坂(旧神坂へき地保育所) 村岡町粗岡(旧粗岡へき地保育所) 村岡町原(旧味取へき地保育所) 村岡町山田(旧山田へき地保育所)	2. 所在地 香住町森(地域福祉センター内)
	3. 対象 子育て中の親子等	3. 対象 子育て中の親子等	3. 対象 子育て中の親子等
	4. 事業内容 (1)子育て家庭支援事業 子育てグループ育成(6グループ) 〔あゆみ、ひまわり、星のひろば、ひよこ、畑の会、人形劇グループ〕 子育て相談 電話、来所、訪問相談 子育て情報の収集・提供、絵本コーナーの開設 子育て関係機関との連携 子育て支援交流(焼き板、陶芸、昔の遊び等) 人形劇の鑑賞会(年1回) リサイクルバザー(年2回) まちの子育てひろばの開設 ・ひろばの提供〔美方町保健センター〕 ・情報提供〔子育てだより、まちの子育てひろば通信、こどもの館月刊情報の掲示〕	4. 事業内容 (1)子育て家庭支援事業 子育て学級の催(3グループ) 〔ニャンニャン、うさぎ、あひるグループ〕 子育て講座・セミナーの開催 子育て相談の開催 体験保育 (2)ネットワークづくり事業 子育て情報の収集、情報の提供・発信 子育て関係機関との連携 (3)地域交流支援事業 子育てグループの育成・支援(人形劇1グループ) 母親グループの支援 地域交流活動支援 ボランティアグループの育成	4. 事業内容 (1)子育て家庭支援事業 子育てグループ育成(8グループ) 〔デコブチグループ、親子ふれあい教室、おはなしのさと、いちごクラブ、ブックランド、もくば、ゆめふうせん、おはなしの国〕 子育て相談 電話、来所、訪問相談 子育て講座 ・歯磨き教室、保育所との交流会など 幼児教育講座(6地区で開催) 親子活動 ・親子遠足 ・親子クッキング(年2回)、シフォンケーキづくり ・クリスマスコンサート ・親子体操(年9回)

参 考 資 料

協議項目	社会教育関係事務事業の取扱い（その２）		協議細目
子育て・子育て支援	美方町	村岡町	香住町
	・相談〔保育士、保健師、助産師、看護師など〕 ・体験活動〔親子料理教室などを通して豊かな経験に基づく子育ての知恵を教わったり、世代間の交流を図る〕 - 子育て学習センターの開放 ・美方町基幹集落センター 1 階を開放 ・開館時間：月～土 8:30～17:15(木・祝日、年末年始は休館) 5. 職員体制 両親教育インストラクター 1 名(嘱託)	(4)健全育成事業 高井基幹センター開放 ・開館時間：毎週火～日 9:00～17:00(月・祝日、年末年始は休館) ・開放場所：遊戯室、園庭、情報コーナー、絵本コーナー(絵本などの貸し出しも行っている) 地域センター開放「げんき広場」 地域センター(大谷、神坂、祖岡、味取、山田)の5施設 1週間ごとに巡回し、センターを開放し、子育て相談、情報提供・絵本の読み聞かせ、エプロンシアターなどを行っている 5. 職員体制 主任指導相談員 1 名(嘱託) 指導相談員 2 名(臨時) まちの子育てひろば推進員 1 名(社協から派遣)	子育て学習センターの開放 ・香住町地域福祉センター 2 階を開放 ・開館時間：火～金 10:00～15:00(月・祝日、年末年始は休館) 5. 職員体制 両親教育インストラクター 1 名(嘱託)

参 考 資 料

協議項目	社会教育関係事務事業の取扱い（その２）				協議細目						
各種スポーツ 行事	美方町			村岡町			香住町				
	■教育委員会主催行事 該当無し			■教育委員会主催行事			■教育委員会主催行事				
				事 業 名		実 施 時 期		事 業 名		実 施 時 期	
				但馬村岡ミニミニ駅伝大会		１０月第１日曜		少年少女球技大会		７月下旬～８月上旬の３日間	
				町民スキー大会		１～３月中		夜間ソフトバレーボール		６月中旬平日夜間３日間	
■社会教育団体が実施する主な行事			■社会教育団体が実施する主な行事			町内駅伝競走大会			１０月第３日曜		
						香住町剣道大会			１１月第１日曜		
						町民スキー講習会			２月１１日		
						香住町卓球大会			２月第３日曜		
						香住町インドアサッカー大会			３月第２日曜		
■社会教育団体が実施する主な行事			■社会教育団体が実施する主な行事			■社会教育団体が実施する主な行事					
事 業 名		実 施 時 期		補助金等		事 業 名		実 施 時 期		補助金等	
みかた残酷マラソン全国大会		６月第２日曜		委4,300千円		村岡ダブルフルウルトラランニング		９月最終日曜		補2,300千円	
兵庫県雪合戦大会		２月上旬２日間		補 300千円		村岡町子ども会球技大会		１２月第１日曜		他	
県民グラウンドゴルフ		６月第１日曜		補 100千円		秋の兔和野・瀬川平山岳歩こう会		１０月第３日曜		負 100千円	
委...委託料、補...補助金、負...負担金、他...その他						澤山杯日本拳法村岡大会		３年に１度		補 100千円	
						委...委託料、補...補助金、負...負担金、他...その他					

参 考 資 料

協議項目	社会教育関係事務事業の取扱い（その２）		協議細目
国体推進体制	美方町	村岡町	香住町
	■国体推進体制 １．競技種目 グラウンド・ゴルフ（デモンストレーションスポーツ行事） ２．会場・日程〔予定〕 会場：美方町健康運動公園（仮称）周辺 日程：平成18年10月1日（日） ３．推進組織 のじぎく兵庫国体美方町実行委員会 ４．構成 会 長：町長 副会長：助役、グラウンド・ゴルフ協会会長 委 員：グラウンド・ゴルフ協会副会長、区長協議会長、 体育指導委員長、スポーツクラブ２１会長、 大谷診療所医師、観光協会長、婦人会長 顧 問：議長 参 与：教育長 監 事：収入役、町監査委員 委員構成について、平成１６年度中に再検討する予定 ５．事務局体制 担当課：教育委員会 社会教育係 事務局員：２名（兼務） ６．大会運営計画 検討中 ７．ブレ大会 既存大会をブレ大会と位置付け実施	■国体推進体制 １．競技種目 ウォーキング（デモンストレーションスポーツ行事） ２．会場・日程〔予定〕 会場：兎和野高原野外教育センター周辺 日程：平成18年10月1日（日） ３．推進組織 準備委員会・実行委員会とも未設立 ４．構成 今後検討 ５．事務局体制 担当課：教育委員会 社会教育課 事務局員：２名（兼務） ６．大会運営計画 検討中 ７．ブレ大会 今後検討	■国体推進体制 １．競技種目 カヌーマラソン（デモンストレーションスポーツ行事） ２．会場・日程〔予定〕 会場：佐津海水浴場 日程：平成18年10月7日（土） ３．推進組織 準備委員会・実行委員会とも未設立 ４．構成 今後検討 ５．事務局体制 担当課：教育委員会 社会教育課 事務局員：２名（兼務） ６．大会運営計画 検討中 ７．ブレ大会 実施予定なし
参考 デモンストレーションスポーツ行事とは 正式種目、公開競技の他に、開催県民を対象に開催するスポーツ行事。スポーツの普及・振興を図り、県民の交流と広く開かれた国体にすることを目的に開催されるもの。主にレクリエーション的なスポーツ大会が実施される。			

参 考 資 料

協議項目	社会教育事務事業の取扱い（その２）	協議細目
先進事例	養父市	- 人権教育・人権啓発の事業については、合併までに関係機関と協議し調整を図る。 - 公民館、公民館分館施設については現行のまま新市に引き継ぐ。休館日については、住民の利用に配慮し、当分の間現行のままとする。ただし、年末年始、国民の休日の扱いについては、八鹿町の例による。 - 地区公民館については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 - 校区公民館については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 - 国体推進事業については、現行のまま新市へ引き継ぎ、合併後、新市実行委員会等の推進体制を確立する。 - 子育て学習センター等については、現行のまま新市へ引き継ぐ。
	朝来市	- 人権・同和関係事業については、合併時までに調整する。 - 子育て学習センターに関すること - 子育て学習センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。 - 公民館に関すること - 現有の公民館及び事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 運営形態については、合併時までに調整する。 - 公民館講座の受講内容については、現行のまま新市に引き継ぐ。 講座受講料、講師料については、合併時までに調整する。 - 図書館・図書室に関すること - 現有の図書館、図書室、移動図書館業務については、現行のまま新市に引き継ぐ。 - 各種スポーツ行事に関すること - 新市で主催する大会種目及び実施方法については、体育協会と協議し、合併時までに調整する。 - 各スポーツ教室・講習会については、合併時までに調整する。
	豊岡市	- 公民館施設・使用料は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 - 公民館の組織・機能は、合併の日までに総合的に検討する。 - 公民館事業は、地域住民のニーズに対応した事業を実施する。 - 子育て学習・支援センターは、新市に中核的機能を備える基幹施設と旧市町ごとに地域施設を設置し、事業は継続して実施する。 - 図書館等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 - 国体推進に係る実行委員会を新市に組織し、現行の推進組織は競技別運営委員会(仮称)として新市に引き継ぐ。

福祉関係事務事業の取扱い (その 3) について

福祉関係事務事業の取扱い (その 3) について提出する。

平成 1 6 年 9 月 8 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 福祉関係事務事業の取扱い
1 . 障害者福祉に関すること (1) 障害者福祉計画は、合併後、新町において速やかに策定する。 (2) 障害者福祉金支給事業は、香住町の例をもとに合併時に再編する。 (3) 重度心身障害者 (児) 介護手当支給事業は、村岡町の例をもとに合併時に再編する。 (4) 特殊学校等児童生徒就学奨励費支給事業は、合併時に廃止する。 ただし、当該事業を実施している村岡町に限り、経過措置として合併の日の前日における支給対象者については、合併後 3 年間は継続実施する。 2 . 高齢者福祉に関すること (1) 老人保健福祉計画は、合併後、新町において速やかに策定する。 (2) 老人クラブ活動補助金は、県の基準をもとに合併時に再編する。 (3) 老人福祉大会及び敬老会事業は、合併後に調整する。 (4) 長寿祝金等支給事業は、合併時に再編する。 (5) 金婚夫婦祝福事業は、合併時に再編する。 (6) 在宅老人介護手当支給事業は、村岡町の例をもとに合併時に再編する。 3 . 母子等福祉金事業は、合併時に廃止する。 ただし、当該事業を実施している美方町、村岡町に限り、経過措置として合併後 1 年間は美方町の例をもとに継続実施する。 4 . 介護予防事業は、合併時に再編する。 5 . 結婚媒酌人報償金支給事業は、合併時に廃止する。 6 . 戦没者追悼式 (平和祈念式) は、合併後に再編する。 7 . 社会福祉協議会への委託事業については、合併時に調整する。		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱（その３）		協議細目																		
現況比較表	美方町		村岡町																		
障害者福祉	障害者福祉計画 1. 名称 美方町障害福祉計画 2. 策定年度 平成10年3月（計画期間 平成17年3月末まで） 3. 計画の目標 ノーマライゼーションの理念に基づき、「完全参加と平等な社会」の実現を目指す 4. 基本方針 教育・育成の充実 雇用・就業の充実 保健・医療の充実 福祉サービスの充実 生活環境の整備 スポーツ・芸術文化活動の充実 推進基盤の整備 人づくりの推進 5. 策定方法 国、県の関連計画を参考に、対象者にアンケート調査を実施して現状を把握するとともに、策定委員会を設立し幅広い意見を反映させる。	1. 名称 村岡町障害者福祉計画 2. 策定年度 平成15年3月（計画期間 平成18年3月末まで） 3. 計画の目標 ノーマライゼーションの理念の下、障害のある人が住み慣れた町で地域の人たちと共に支えあい安心して生活していくための町づくりを目指す 4. 基本方針 福祉サービスの充実 保健・医療の充実 教育と育成の充実 雇用・就労の促進 スポーツ・レクリエーション・文化活動の普及 生活支援システムの整備 福祉のまちづくりの推進 福祉のこころづくりの推進 組織・人材の充実 サービス供給体制の整備 支援費制度の体制整備 5. 策定方法 同左	1. 名称 香住町障害者福祉計画 2. 策定年度 平成10年3月（計画期間 平成17年3月末まで） 3. 計画の目標 共に生きる心をつくる 社会参加する 安心して暮らせるまちづくり 4. 基本方針 教育の充実 ボランティア活動の推進 広報・情報提供の推進 雇用の促進・就業への支援 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進 保健・医療・福祉サービスの充実 生活環境の整備 災害・緊急対策の充実 5. 策定方法 同左																		
	障害者福祉金支給事業 1. 目的 心身障害者（児）の扶養を行う者に、福祉金を支給することにより、更正意欲を助長し、福祉の増進に寄与する。 2. 対象者 町内に1年以上居住し、知的障害者を扶養している者 町内に1年以上居住し、生活を営む身体障害者、身体障害者を扶養している者 3. 福祉金の種類及び金額（月額）<table><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>知的障害者（児）</td><td>重度の者 1,000円 それ以外 500円</td></tr><tr><td>身体障害者（児）</td><td>1・2級 1,000円 3級 500円</td></tr></table>	区分	金額	知的障害者（児）	重度の者 1,000円 それ以外 500円	身体障害者（児）	1・2級 1,000円 3級 500円	1. 目的 同左 2. 対象者 町内に1年以上居住する身体障害者（児）で、障害等級が1級から3級までの者を扶養している者 町内に1年以上居住する知的障害者（児）を扶養している者 町内に1年以上居住する身体障害者及び知的障害者であって、生活保護法の適用をうける者のうち町長が認めた者 3. 福祉金の種類及び金額（月額）<table><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>知的障害者（児）</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>身体障害者（児）1級～3級</td><td>3,000円</td></tr></table>	区分	金額	知的障害者（児）	3,000円	身体障害者（児）1級～3級	3,000円	1. 目的 同左 2. 対象者 町内に1年以上居住し、知的障害者（児）を扶養している者 町内に1年以上居住している、重度身体障害者又は重度身体障害者（児）を扶養している者 3. 福祉金の種類及び金額（月額）<table><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>知的障害者（児）</td><td>A判定 2,000円</td></tr><tr><td>重度身体障害者（児）</td><td>1・2級 2,000円</td></tr></table>	区分	金額	知的障害者（児）	A判定 2,000円	重度身体障害者（児）	1・2級 2,000円
区分	金額																				
知的障害者（児）	重度の者 1,000円 それ以外 500円																				
身体障害者（児）	1・2級 1,000円 3級 500円																				
区分	金額																				
知的障害者（児）	3,000円																				
身体障害者（児）1級～3級	3,000円																				
区分	金額																				
知的障害者（児）	A判定 2,000円																				
重度身体障害者（児）	1・2級 2,000円																				

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱（その3）		協議細目	
現況比較表 障害者福祉		美方町	村岡町	香住町
	重度心身障害者（児）介護手当支給事業	1. 事業名 美方町重度心身障害者（児）介護手当支給事業 2. 目的 重度心身障害者（児）の介護者に重度心身障害者（児）介護手当を支給することにより、介護者、障害者の負担を軽減し、障害者福祉の向上に寄与する。 3. 対象者 町内に住所を有し、居宅において6ヶ月以上常時臥床の状態にあり、常時介護を必要とする者で以下の者 身体障害者手帳 1級・2級 療育手帳 A判定（重度知的障害者）に該当する者を介護している者 4. 支給要件（県基準） 介護保険サービスを利用していない期間が、1年以上あること 5. 支給額 ○ 年額 180,000円（月額15,000円） 内訳 { 県基準 10,000円（月額） 町単独 5,000円（月額） ただし、介護保険サービスを受けている場合には、町単独補助として月額1万5千円を支給している。	1. 事業名 村岡町重度心身障害者（児）介護手当支給事業 2. 目的 同左 3. 対象者 同左 4. 支給要件（県基準） 同左 5. 支給額 ○ 年額 120,000円（月額10,000円） ただし、介護保険サービスを受けていない期間が1年に満たない場合は、その受けていない期間を月単位で認定して、町単独補助として月額1万円を支給している。	1. 事業名 香住町重度心身障害者（児）介護手当支給事業 2. 目的 同左 3. 対象者 同左 4. 支給要件（県基準） 同左 5. 支給額 ○ 年額 120,000円（月額10,000円） * 県基準のとおり
	特殊学校等児童生徒就学奨励費支給事業	実施なし	1. 事業名 村岡町特殊学校等児童生徒就学奨励費支給事業 2. 目的 障害を持つ児童生徒の就学機会及び完全就学を図る。 3. 特殊学校の範囲 盲学校 ろう学校 養護学校 知的障害児福祉施設 4. 支給対象 町内に住所を有する保護者で、学齢児童生徒が特殊学校に在学又は入学する者 5. 支給金額 児童1人につき月額 2,000円	実施なし

協議項目	福祉関係事務事業の取扱（その３）		協議細目	
現況比較表	美方町		村岡町	香住町
高齢者福祉	老人保健福祉計画	1. 名称 美方町老人保健福祉計画 2. 策定年度 平成15年3月（計画期間 平成20年3月末まで） 3. 計画の目的 地域住民が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、地域の特性に応じた健康づくりを進めることを目標に、老人保健法、母子保健法、地域保健法、介護保険法に基づき町が行う保健事業が円滑かつ効果的に行われるよう計画を策定する。 4. 基本方針 地域安心拠点づくりの推進 在宅ケアの充実 利用しやすい保健・医療・福祉サービス体制の構築 要介護予防・ねたきり老人、痴呆性老人対策の充実 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進 福祉のまちづくりの推進 行政・住民等の活動指針 地域性を踏まえた計画 5. 策定方法 ○ 美方町老人保健福祉計画策定委員会（委員17名） ○ 委員会 年5回程度（策定時）	1. 名称 村岡町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画 2. 策定年度 同左 3. 計画の目標 町内の様々な高齢者の課題を踏まえ、新たな社会環境の変化や地域特性に対応した保健・医療・福祉・介護サービスの充実と提供体制の整備を目指し、すべての町民が真に長寿を喜び合い、明るく生き生きとした暮らしを実現するまちづくりを進めていくため、計画を策定する。 4. 基本方針 高齢者の社会参加と自己実現の支援 保健・医療・福祉が連携した総合的なサービスの提供 住民参加や民間事業者等による多様かつ効果的なサービスの提供 安心して生活できるまちづくりの推進 5. 策定方法 ○ 村岡町老人保健福祉計画策定委員会（委員17名） ○ 委員会 年4回程度（策定時）	1. 名称 香住町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画 2. 策定年度 同左 3. 計画の目標 介護保険事業及び老人福祉事業を含めた、地域における老人保健福祉事業全般にわたる供給体制、また、要介護者などの人数、介護保険の給付対象となるサービス利用の意向などを勘案して、サービスの種類ごとの見込み量などを明らかにするため計画を策定する。 4. 基本方針 地域におけるケアシステム確立 在宅ケアの推進 利用しやすい保健・福祉サービスの連携 寝たきり老人、痴呆性老人対策の推進 高齢者の生きがいや社会参加の促進 福祉のまちづくりの推進 福祉コミュニティの構築 行政・住民等の行動指針 地域性を踏まえた計画 5. 策定方法 ○ 香住町健康づくり推進協議会（委員15名） ○ 協議会 年3回程度（策定時）
	老人クラブ活動補助金	1. 事業の名称 美方町住民団体等事業活動促進費補助金交付事業 2. 目的 助成を行うことにより老人の知識及び経験を活かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われ、老後の生活を豊かなものとするとともに、明るい長寿社会づくりに資する。 3. 対象 単位老人クラブ 12クラブ（660人） 老人クラブ連合会 1組織 4. 補助金額（平成15年度） 単位老人クラブ @ 106,560円×12クラブ 老人クラブ連合会 280,000円 ○ 町単独補助（老人クラブ連合会） 100,000円	1. 事業の名称 村岡町老人クラブ等補助金交付事業 2. 目的 同左 3. 対象 単位老人クラブ 32クラブ（1,775人） * ほか県補助対象外 4クラブ 老人クラブ連合会 1組織 4. 補助金額（平成15年度） 単位老人クラブ @ 106,560円×32クラブ 老人クラブ連合会 474,000円 ○ 町単独補助（県補助対象外クラブ） @ 20,000円×4クラブ	1. 事業の名称 香住町老人クラブ等社会活動促進事業 2. 目的 同左 3. 対象 単位老人クラブ 44クラブ（2,565人） * ほか県補助対象外 2クラブ 老人クラブ連合会 1組織 4. 補助金額（平成15年度） 単位老人クラブ @ 106,560円×44クラブ 老人クラブ連合会 733,000円 ○ 町単独補助（県補助対象外クラブ） @ 2,500円×2クラブ * 町老連の負担金

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱（その３）		協議細目	
現況比較表 高齢者福祉		美方町	村岡町	香住町
	老人福祉大会	1．事業の名称 美方町老人福祉大会 2．事業の目的 敬老の日・高齢者保健福祉月間の事業として、金婚夫婦、米寿、満80歳高齢者に対し、記念品を贈呈し、長寿をお祝いするとともに、多年にわたり社会の進展に寄与してきたことに感謝し、併せて町民の間に広く老人福祉についての関心と理解を深め、老人自身も健康の向上に努める意欲を高めるよう図る。 3．実施時期 9月上旬 4．対象者 満65歳以上の住民 5．主催者 町・社会福祉協議会・町老人クラブ連合会 6．事業内容 式典 講話 実践発表 演芸会	1．事業の名称 村岡町老人福祉大会 2．計画の目標 敬老の日・高齢者保健福祉月間の事業として、高齢者に対し、記念品を贈呈し、長寿をお祝いするとともに、多年にわたり社会の進展に寄与してきたことに感謝し、併せて町民の間に広く老人福祉についての関心と理解を深め、老人自身も健康の向上に努める意欲を高めるよう図る。 3．実施時期 9月下旬 4．対象者 同左 5．主催者 同左 6．事業内容 同左	実施なし
	敬老会事業	実施なし	1．事業の名称 村岡町敬老会助成事業 2．目的 各区婦人会等により実施する敬老会の経費を助成し、敬老会員の健康と長寿を祝福し、地域における敬老精神の高揚と老人福祉の向上を図る。 3．対象 75歳以上の者 4．助成金 4月1日現在の基準人数により、1人当り1,300円の助成を行う。	1．事業の名称 香住町敬老会実施にかかる助成金支給事業 2．目的 町内の行政区等が実施する敬老会の経費の一部を助成し、地域における敬老精神の高揚と老人福祉の向上を図る。 3．対象 数え年の70歳以上の者 4．助成金 敬老会に出席及び欠席者に祝品を贈った1人に対し、800円の助成を行う。

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱（その３）		協議細目																					
現況比較表 高齢者福祉	美方町		村岡町	香住町																				
	長寿祝金等支給事業 1.事業の名称 美方町長寿祝金等支給事業 2.事業の目的 永年にわたり健康の保持に努め、勤労に励み社会に参加した長寿者に対して、長寿祝金を支給し祝福するとともに、敬老思想の高揚を図る。 3.支給要件 百寿祝金 9月15日において30年以上住民票があり、居住していた者		1.事業の名称 村岡町長寿祝金支給事業・村岡町百寿記念品贈呈事業 2.事業の目的 永年にわたり健康の保持に努め、勤労に励み社会に参加した長寿者に対して、長寿祝品、祝金を支給し祝福するとともに、敬老思想の高揚を図る。 3.支給要件 長寿祝金 9月15日において住民票があるもの 百寿祝金 30年以上住民票があり、居住していた者	1.事業の名称 香住町長寿祝金支給事業 2.事業の目的 長寿者に対して長寿祝金を支給し、老人福祉の増進に寄与する。 3.支給要件 満100歳の者 満95歳の者 満90歳の者 満85歳の者 町内に10年以上住所を有し、現に町内に生存している者で、9月15日において、住民票のある者																				
	<table><tr><th>市町</th><th>支給区分</th><th>支給内容</th></tr><tr><td>美方町</td><td>百寿祝金（満100歳到達者）</td><td>30万円相当の品物、祝状</td></tr><tr><td rowspan="2">村岡町</td><td>長寿祝金 満77歳</td><td rowspan="2">商品券（5,000円）</td></tr><tr><td>満88歳以上</td></tr><tr><td rowspan="5">香住町</td><td>百寿祝金</td><td>30万円相当の品物、祝状</td></tr><tr><td>満100歳の者</td><td>10万円若しくは10万円相当の品物</td></tr><tr><td>満95歳の者</td><td>1万5千円若しくは1万5千円相当の品物</td></tr><tr><td>満90歳の者</td><td>1万円若しくは1万円相当の品物</td></tr><tr><td>満85歳の者</td><td>1,500円分の入浴券</td></tr></table>		市町	支給区分	支給内容	美方町	百寿祝金（満100歳到達者）	30万円相当の品物、祝状	村岡町	長寿祝金 満77歳	商品券（5,000円）	満88歳以上	香住町	百寿祝金	30万円相当の品物、祝状	満100歳の者	10万円若しくは10万円相当の品物	満95歳の者	1万5千円若しくは1万5千円相当の品物	満90歳の者	1万円若しくは1万円相当の品物	満85歳の者	1,500円分の入浴券	参考 左記の祝金以外に県より満88歳以上を対象に祝金として1万円、満87歳に2千円が支給される。ただし、平成17年度より対象が満88歳以上から満88歳のみとなり祝金が3万円、また、新たに満100歳に5万円支給される見込である。
	市町	支給区分	支給内容																					
美方町	百寿祝金（満100歳到達者）	30万円相当の品物、祝状																						
村岡町	長寿祝金 満77歳	商品券（5,000円）																						
	満88歳以上																							
香住町	百寿祝金	30万円相当の品物、祝状																						
	満100歳の者	10万円若しくは10万円相当の品物																						
	満95歳の者	1万5千円若しくは1万5千円相当の品物																						
	満90歳の者	1万円若しくは1万円相当の品物																						
	満85歳の者	1,500円分の入浴券																						
金婚夫婦祝福事業 1.事業の名称 美方町金婚夫婦祝福事業 2.事業の目的 結婚50年を迎える金婚夫婦を顕彰する。 3.事業内容 老人福祉大会開催時に対象者を発表し、記念品（置時計）を贈呈する。 また、5月に実施される神戸新聞社主催の金婚夫婦祝福表彰式（豊岡市）までの送迎も行う。		1.事業の名称 村岡町金婚夫婦祝福事業 2.事業の目的 同左 3.事業内容 老人福祉大会開催時に対象者を発表し、記念品（高砂人形）の贈呈、祝状を交付する。 また、5月に実施される神戸新聞社主催の金婚夫婦祝福表彰式（豊岡市）までの送迎も行う。	1.事業の名称 香住町金婚夫婦祝福事業 2.事業の目的 同左 3.事業内容 5月に実施される神戸新聞社主催の金婚夫婦祝福表彰式（豊岡市）までの送迎を行う。																					

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱（その３）		協議細目	
現況比較表		美方町	村岡町	香住町
高齢者福祉	在宅老人介護手当支給事業	１．事業名 美方町在宅老人介護手当支給事業 ２．目的 在宅老人の介護者に介護手当を給付することにより、介護者、在宅老人の精神的、経済的な負担を軽減し、在宅老人の福祉の向上に寄与する。 ３．対象者 町内に住所を有し、65歳以上の在宅老人を居宅において6ヶ月以上常時臥床、又は痴呆の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする者を介護している者 ４．支給要件（県基準） 介護保険サービスを利用していない期間が、1年以上あること ５．支給額 ○ 年額 180,000円（月額15,000円） 内訳 { 県基準 10,000円（月額） 町単独 5,000円（月額） ただし、介護保険サービスを受けている場合には、町単独補助として月額1万5千円を支給している。	１．事業名 村岡町在宅老人介護手当支給事業 ２．目的 同左 ３．対象者 同左 ４．支給要件（県基準） 同左 ５．支給額 ○ 年額 120,000円（月額10,000円） ただし、介護保険サービスを受けていない期間が1年に満たない場合は、その受けていない期間を月単位で認定して、町単独補助として月額1万円を支給している。	１．事業名 香住町在宅老人介護手当支給事業 ２．目的 同左 ３．対象者 同左 ４．支給要件（県基準） 同左 ５．支給額 ○ 年額 120,000円（月額10,000円） * 県基準のとおり

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱（その３）		協議細目	
現況比較表				
母子等福祉	母子等福祉金	美方町 1．事業名 美方町母子等福祉金支給事業 2．目的 母子家庭等に福祉金を支給することにより、生活の安定と福祉の増進を図る。 3．対象者 母子及び寡婦福祉法第5条の第1項に規定する配偶者のいない者で、18歳未満の児童を養育している者 父子家庭等で18歳未満の児童を養育している者 父母のいない児童を養育している者で、町長が特に認める者 4．福祉金の額 月額 1,000円 18歳未満の児童を2人以上養育しているときは1人増えるごとに500円追加	村岡町 1．事業名 村岡町母子等福祉金支給事業 2．目的 同左 3．対象者 同左 4．福祉金の額 月額 2,000円 18歳未満の児童を2人以上養育しているときは1人増えるごとに1,000円追加	香住町 実施なし

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱（その３）		協議細目	
現況比較表		美方町	村岡町	香住町
介護予防事業	外出支援サービス事業	１．目的 移送用車両により利用者の居宅と在宅福祉サービスや、介護予防・生きがい活動支援事業を提供する場所、医療機関等との間を送迎し、社会的に移送手段を確保することにより、自立と社会参加を促進する。 ２．対象者 概ね65歳以上の高齢者で、心身の障害及び傷病等の理由により、一般交通機関の利用が困難な者 ３．利用料 町内 500円 町外 基本料金1,000円＋30円/走行距離1km×走行距離＋90分を超える場合500円/時間×時間 ４．実施 社会福祉協議会（町委託）	１．目的 同左 ２．対象者 概ね65歳以上の老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床している者又は車椅子を利用している者であって、一般交通機関の利用が困難な者 ３．利用料 30分未満 250円 30分から1時間未満 500円 30分毎増 250円 ４．実施 社会福祉協議会（町委託）	１．目的 同左 ２．対象者 概ね60歳以上の高齢者及び身体障害者であって、心身の状態により一般の交通機関の利用が困難な者 ３．利用料 運行協力費 町内1回 250円 町外1回 500円 燃料代 1kmにつき20円 ４．実施 社会福祉協議会（町委託）
	軽度生活支援事業	実施なし	１．目的 軽易な日常生活上の援助を行うことにより、利用者の自立した生活の継続を可能とするともに、要介護状態への進行を防止する。 ２．対象者 概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみに世帯及びこれに準ずる世帯に属する者並びに身体障害者であって、介護保険法に規定する要介護認定において対象外の認定を受けた者及びそれに相当すると認められた者 ４．利用料 1時間未満 200円 30分増毎 80円 ５．実施 社会福祉協議会（町委託）	１．目的 同左 ２．対象者 概ね65歳以上の高齢者及び身体障害者であって、日常生活の援助が必要な者 ４．利用料 ホームヘルパー派遣 1単位 208円（1時間） ５．実施 社会福祉協議会（町委託）
	寝具類等選択乾燥消毒サービス事業	実施なし	１．目的 町が適当と認める施設において、寝具の衛生管理のための洗濯及び乾燥消毒を行う。 ２．対象者 概ね65歳以上の単身者、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床している者であって、寝具の衛生管理が困難な者 ３．利用料 掛・敷布団1枚 1,300円 毛布1名 500円 ４．実施 社会福祉協議会（町委託）	参考 介護予防事業としては実施していないが、社会福祉協議会が希望者を募り、歳末助け合い募金の分配金により実施している。

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱（その３）		協議細目	
現況比較表		美方町	村岡町	香住町
介護予防事業	訪問理美容サービス事業	参考 介護予防事業としては実施していないが、町内の理美容組合が施設入所者に対して、年1回程度がランティアを実施している。	１．目的 老衰、心身の障害及び傷病等の理由により、理髪店や美容院に出向くことが困難な利用者に対して、居宅で手軽にこれらのサービスを受けられるようにする、移動理美容車や出張理美容チームによる訪問理美容サービスを行う。 ２．対象者 概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者並びに身体障害者であつて、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により、一般の理美容サービスを利用することが困難な者 ３．利用料 理美容代 実費 ４．実施 社会福祉協議会（町委託）	実施なし
	生きがい活動支援事業	１．目的 高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした老後が送れるよう支援す ２．実施事業 痴呆相談推進事業 痴呆やうつ傾向ににある方々を対象に、外出の機会を持ち、交流の中で身体、精神の維持、活性化が図られるようする。 ３．実施 美方町在宅介護支援センター（こぶしの里）	１．目的 同左 ２．実施事業 転倒骨折予防事業 対象 65歳以上の運動不足を感じている者 高齢者食生活改善事業 対象 高齢者及び高齢者を抱える家族 ３．実施 町・社会福祉協議会（町委託）	１．目的 同左 ２．実施事業 転倒予防教室 対象 独居高齢者の会及び各区老人クラブ 痴呆予防・介護事業 対象 軽度痴呆性老人及び家族 ３．実施 町・社会福祉協議会（町委託）・香寿会（町委託）
	家族介護支援事業	１．目的 高齢者等を介護している家族や近隣の援助者に対し、介護方法や介護予防法、介護者の健康づくり等についての知識、技術を習得させるための教室を開催する。 ２．対象者 高齢者を介護している家族、近隣の援助者 ３．実施 美方町在宅介護支援センター（こぶしの里）	１．目的 同左 ２．対象者 同左 ３．実施 社会福祉協議会（町委託）	１．目的 家族介護教室（介護家族のつどい）を実施し、理学療法士、保健師等による介護の講和や実技を通して介護について学ぶ。 ２．対象者 同左 ３．実施 町

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱（その３）		協議細目	
現況比較表 介護予防事業		美方町	村岡町	香住町
	生きがい活動支援通所事業	１．目的 家に閉じこもりがちな高齢者に対して、日常動作訓練、趣味活動等を通じて健康の増進を図る。 ２．対象者 概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者 ３．実施日 土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日 ４．利用料 １日 500円 ５．実施 社会福祉協議会（町委託）	１．目的 同左 ２．対象者 同左 ３．実施日 月曜日、水曜日、金曜日（ミニデイ事業は随時） ４．利用料 １日 1,000円 ５．実施 町（ミニデイ事業は社会福祉協議会委託）	１．目的 同左 ２．対象者 概ね60歳以上の高齢者 ３．実施日 土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日 ４．利用料 １日 500円 ５．実施 社会福祉協議会（町委託）
	食の自立支援事業	１．目的 高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービス等の食に関するサービスを「食」の自立の観点から、十分なアセスメントを行ったうえで、計画的・有機的につなげて提供する。 ２．対象者 概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者並びに身体障害者であって、「食」の自立の観点からサービスを提供することが必要と認められる者 ３．実施日 365日（年間を通じて実施・１日２食以内） 実利用人員 22人 総配食数 5,406食 ４．利用料 一食 400円・500円 ５．実施 社会福祉協議会（町委託）	１．目的 同左 ２．対象者 同左 ３．実施日 62日 { 月１回 火曜日（昼食のみ） 毎週 金曜日（昼食のみ） 実利用人員 98人 総配食数 4,594食 ４．利用料 一食 250円 ５．実施 社会福祉協議会（町委託）	１．目的 同左 ２．対象者 同左 ３．実施日 146日（夕食のみ） 月曜日、水曜日、金曜日 *平成16年度より 日曜日を除く毎日（夕食のみ） 実利用人員 10人 総配食数 1,725食 ４．利用料 一食 500円 ５．実施 社会福祉協議会（町委託）
	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	参考 介護予防事業としては実施していないが、社会福祉協議会が専属職員を雇用し、健康増進、クラブ活動の実施による生きがいづくりを実施している。	参考 介護予防事業としては実施していないが、公民館講座等により、高齢者の生きがいづくり活動を実施している。	１．目的 高齢者の豊かな経験と知識を生かし、社会参加を促進するための、スポーツや娯楽活動、健康増進活動、生産・創造活動を行う。 ２．対象者 老人クラブ連合会会員及び高齢者大学しいの木学園生

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱（その３）		協議細目	
現況比較表		美方町	村岡町	香住町
結婚媒酌人 報奨金	結婚媒酌人 報奨金支給 事業	１．事業の名称 美方町結婚に関する報奨金支給事業 ２．目的 町内に定住する者の結婚を斡旋し、仲人になっ た者に対し報奨金を支給することにより、 後継者の確保、地域社会の健全な発展を図る。 ３．対象 結婚して定住する者のため、結婚を斡旋し仲 人を行った者 ４．報奨金 １組につき 30,000円	１．事業の名称 村岡町結婚媒酌報奨金支給事業 ２．目的 町内に定住する者の結婚を斡旋し、仲人になっ た者に対し報奨金を支給することにより、町の活 性化と人口の増加による町勢の進展を図る。 ３．対象 結婚して定住する者のため、媒酌の労をとった 者 ４．報奨金 １組につき 10,000円	実施なし
戦没者追悼 式	戦没者追悼 式	１．名称 美方町戦没者追悼式 ２．開催時期 毎年10月中旬 ３．会場 美方町役場3階 大集会室 ４．英霊数 190柱 ５．参列者 約110人	１．名称 村岡町戦没者追悼式 ２．開催時期 毎年10月 ３．会場 村岡体育館 ４．英霊数 419柱 ５．参列者 約230人	１．名称 香住町戦没者追悼式・平和祈念式 ２．開催時期 11月3日（文化の日・町民祭時に開催） ３．会場 香住町中央公民館ステージ ４．英霊数 718柱 ５．参列者 約500人

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱（その３）		協議細目	
現況比較表		美方町	村岡町	香住町
社会福祉協議会	社会福祉協議会への委託事業	1．名称 美方町社会福祉協議会 2．委託事業 食の自立支援事業 福祉ボランティア育成活性化事業 外出支援サービス事業 高齢者生きがい活動援助員設置事業 障害者（児）指導員事業 3．施設管理委託 美方町高齢者生活支援センター 4．委託料（平成15年度） 32,149,857円	1．名称 村岡町社会福祉協議会 2．委託事業 食の自立支援事業 軽度生活支援事業 外出支援サービス事業 訪問理美容サービス事業 介護予防生きがい活動支援事業 家族介護教室 家族介護用品の支給 家族介護者交流事業 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 3．施設管理委託 村岡町生活支援ハウス（つつじの里） 4．委託料（平成15年度） 15,704,298円	1．名称 香住町社会福祉協議会 2．委託事業 食の自立支援事業 軽度生活支援事業 外出支援サービス事業 身体障害者入浴サービス事業 身体障害者ホームヘルプサービス事業 いきいきふれあいサロン事業 ひとり暮らし高齢者のつどい事業 知的障害者及び障害児のデイサービス事業 在宅介護支援センター 3．施設管理委託 香住町知的障害者（児）共同ホーム（第1・第2あじさい自立寮） 香住町心身障害者小規模共同作業所（ひまわり共同作業所） デイサービスセンター ほほえみ グループホーム かがやき 4．委託料（平成15年度） 14,550,449円

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱い（その３）	
先進事例	新市町名	調 整 内 容
	養父市	1 母子家庭等福祉金については、大屋町・関宮町の例による。 2 介護予防関連事業実施方法については、福祉サービスの低下にならないよう、社会福祉協議会と調整を図り、合併時まで調整する。 3 金婚夫婦祝福事業については、新市以降後速やかに調整する。 4 長寿祝い金の支給は県の基準にあわせる。 5 戦没者追悼式は3年に1回とする。
	朝来市	○ 児童福祉に関すること 1 母子等福祉（援護）手当 新市の母子等福祉（援護）手当については、合併後に朝来町の制度を基に再編する。 当該福祉手当は、平成17年度から平成20年度までとし、それ以降の取り組みについては、新市において検討する。 ○ 障害者福祉に関すること 1 障害者福祉長期計画 障害者福祉長期計画については、国及び県の計画を基に、合併後すみやかに策定する。 2 重度心身障害者介護手当 新市の重度心身障害者介護手当については、合併後に生野町及び朝来町の制度を基に再編する。 当該介護手当は、平成17年度から平成20年度までとし、それ以降の取り組みについては、新市において検討する。 3 身体障害者（児）福祉金 新市の心身障害者（児）福祉金については、合併後に和田山町の制度を基に再編する。 当該福祉金は、平成17年度から平成20年度までとし、それ以降の取り組みについては、新市において検討する。 ○ 高齢者福祉に関すること 1 敬老会事業 敬老会事業は、老人クラブと協議の上、合併時まで調整する。 2 金婚夫婦祝福事業 金婚夫婦祝福事業は、合併時に廃止する。 3 配食サービス事業 配食サービス事業は、合併時に再編する。配食は毎日夕食に行うものとし、利用料金は1食につき300円とする。事業については、社会福祉協議会に委託する。 4 軽度生活支援事業 軽度生活援助事業は、合併時に和田山町の制度を基に再編する。なお、生野町の例により利用限度額を設ける。 5 老人クラブ 新市の老人クラブについては、合併時まで4町の老人クラブと協議の上、組織の統一に向け調整を図るとともに、事務局の設置についても社会福祉協議会と協議し決定する。補助金額については、合併時まで調整する。 6 在宅老人介護手当 新市の在宅老人介護手当については、合併後に生野町及び朝来町の制度を基に再編する。当該介護手当は、平成17年度から平成20年度までとし、それ以降の取り組みについては、新市において検討する。

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱い（その３）	
先進事例	新市町名	調 整 内 容
	朝来市	7 要援護高齢者外出支援サービス事業 要援護高齢者外出支援サービス事業は、合併後概ね1年以内に再編する。なお、合併後の再編までは、4町の制度を暫定施行させる。 ○ その他の福祉 1 戦没者追悼式については、他団体の状況を参考に関係団体と調整し、合併後に再編する。
	豊岡市	老人福祉関係事務事業の取扱い 1 移送サービス事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後1年を目安に調整する。 2 軽度生活援助事業は、城崎町、日高町、出石町及び但東町の例により調整する。 3 訪問理美容サービス事業は、日高町、出石町及び但東町の例により調整する。 4 痴呆予防・介護予防は、豊岡市の例により調整する。 5 地域ふれあい活動事業は合併時に廃止する。 6 食の自立支援事業（配食サービス）の実施回数は、当面週3回を限度とする。 7 生きがい活動支援事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後1年を目安に調整する。 8 家族介護支援教室事業は、城崎町、竹野町、日高町、出石町及び但東町の例により調整する。 9 家族介護者交流事業は、竹野町、日高町及び但東町の例により調整する。 10 在宅老人介護手当事業は、豊岡市、城崎町及び竹野町の例により調整する。なお、県要綱の支給対象者を一部拡大し実施する。 11 老人クラブについては、統合に向けた協議を依頼し、活動助成は組織、規模に応じて合併の日までに調整する。 12 敬老会開催事業は、出石町の例により調整する。 13 金婚夫婦祝福事業は、合併時に廃止する。 14 長寿祝金支給事業は、満87歳（米寿）、満98歳（白寿）、満99歳（百賀）及び100歳以上に10,000円を支給する。 15 長寿記念品支給事業は、合併時に廃止する。 社会福祉関係事務事業の取扱い 1 戦没者追悼式は、豊岡市の例による。 2 健康福祉まつりは、合併時に廃止し、ニーズの高い地域においては、開催等を新市において検討する。 3 社会福祉協議会は、合併時に統合できるよう調整に努め、運営事業補助については、現行の水準の範囲内で補助を行う。 4 母子家庭等児童生徒激励事業は、県が同種の事業を実施しており、合併時に廃止する。 5 市（町）福祉金制度は、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定及び精神保健福祉手帳1級所持者に月額2,000円を交付する。

協議第 6 2 号

その他協議が必要な事務事業の取扱いについて

その他協議が必要な事務事業の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 8 月 3 0 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い その他協議が必要な事務事業の取扱い
旧慣使用权に基づく公有林野等の使用料は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、合併後 1 年以内に調整する。ただし、調整期間における取り扱いについては、合併時に調整する。		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	その他協議が必要な事務事業の取扱い				協議細目	
現況比較表	美方町				村岡町	香住町
旧慣使用権にもとづく公有林野等の使用料	区名	総面積(㎡)	保安林等を除く面積(㎡)	使用料(円)	区名	該当なし
	神場	105,995	105,995	無料	村岡	
	神場・広井	9,949	9,949	無料	用野	
	神場・広井・水間	170,606	170,606	無料	鹿田	
	水間・猪之谷	142,786	142,786	無料	相田	
	野間谷	34,710	34,710	無料	神坂	
	実山	435,256	435,426	無料	萩山	
	平野	469,289	421,686	無料	板仕野	
	茅野	2,002,571	1,290,789	無料	大糠	
	新屋	2,261,836	839,202	無料	高井	
	秋岡	3,453,296	1,172,409	無料	寺河内	
	佐坊	4,341,497	3,488,672	無料	耀山	
	東垣・鍛冶屋	2,175,517	1,698,561	無料	市原	
	鍛冶屋	81,069	81,069	無料	福岡	
	貫田	462,867	462,867	無料	福岡	
	忠宮	10,155	10,155	無料	八井谷	
	久須部	21,235	21,235	無料	大野	
	大谷	2,226,123	738,848	無料	口大谷	
	城山	913,778	913,778	無料	中大谷	
	神水	184,757	184,757	無料	大笹	
	合 計	19,503,292	12,223,500		高坂	
					池ヶ平	
					和池	
					森脇	
					黒田	
					宿	
					日影	
					作山	
					入江	
					和田	
					長板	
					熊波	
					粗岡	
					丸味	
					川会	
					高津	
					長須	
					味取	
					原	
					長瀬	
					山田	
					境	
					合 計	

参 考 資 料

協議項目	その他協議が必要な事務事業の取扱い				協議細目							
現況比較表	美方町				村岡町				香住町			
生産森林組合	区名	総面積(㎡)	保安林等を 除く面積(㎡)	固定資産税 (円)	区名	総面積(㎡)	保安林等を 除く面積(㎡)	固定資産税 (円)	区名	総面積(㎡)	保安林等を除 く面積(㎡)	固定資産税 (円)
	広井	665,490	665,490	109,300	小城	830,459	487,626	27,900	九斗	221,404	221,404	50,200
									米地	204,878	203,090	34,800
									丹生地	188,189	188,189	33,300
									西下岡	176,393	111,931	10,200
									下岡	2,811,353	862,782	164,500
									上岡	445,029	426,871	53,100
									隼人	1,166,227	699,520	134,400
									畑	3,191,502	3,191,502	387,200
									三川・大槻	2,129,241	1,115,973	78,000
									土生	892,584	845,063	72,300
									相谷	234,003	206,486	35,000
									安木	1,286,848	151,100	37,000
									訓谷	495,009	259,976	793,800
									無南垣	225,236	195,825	59,200
									浦上	180,345	180,328	66,500
									上計	219,169	196,800	33,200
									沖浦	369,283	160,989	100,100
									加鹿野	37,032	35,347	7,700
									三谷	369,294	217,931	36,800
									大谷	824,773	562,571	107,700
								大野	265,076	249,470	149,500	
								小原	380,014	380,014	49,100	
								中野	401,641	68,319	7,700	
								藤	212,216	212,216	24,200	
								八原	547,461	547,461	77,900	
								轟	653,612	653,612	51,400	
								合計	18,127,810	12,144,768	2,654,800	

参 考 資 料

協議項目	その他協議が必要な事務事業の取扱い		協議細目																																																			
現況比較表	美方町	村岡町	香住町																																																			
生産森林組合 以外の組織			<table><tr><th>区名</th><th>保安林等を除く面積(㎡)</th><th>固定資産税(円)</th></tr><tr><td>境</td><td>306,769</td><td>50,425</td></tr><tr><td>一日市</td><td>31,085</td><td>6,442</td></tr><tr><td>若松</td><td>18,859</td><td>3,987</td></tr><tr><td>香住</td><td>60,337</td><td>13,677</td></tr><tr><td>七日市</td><td>1,999</td><td>—</td></tr><tr><td>森</td><td>487,485</td><td>86,474</td></tr><tr><td>油良</td><td>111,952</td><td>26,393</td></tr><tr><td>油良、間室</td><td>408,378</td><td>100,337</td></tr><tr><td>間室</td><td>22,334</td><td>5,524</td></tr><tr><td>下浜財団法人</td><td>1,490,109</td><td>201,119</td></tr><tr><td>市午</td><td>10,130</td><td>2,464</td></tr><tr><td>浜</td><td>921,304</td><td>177,032</td></tr><tr><td>西</td><td>335,001</td><td>67,977</td></tr><tr><td>御崎</td><td>138,361</td><td>8,828</td></tr><tr><td>鎧</td><td>93,341</td><td>729</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,437,443</td><td>751,408</td></tr></table>	区名	保安林等を除く面積(㎡)	固定資産税(円)	境	306,769	50,425	一日市	31,085	6,442	若松	18,859	3,987	香住	60,337	13,677	七日市	1,999	—	森	487,485	86,474	油良	111,952	26,393	油良、間室	408,378	100,337	間室	22,334	5,524	下浜財団法人	1,490,109	201,119	市午	10,130	2,464	浜	921,304	177,032	西	335,001	67,977	御崎	138,361	8,828	鎧	93,341	729	合計	4,437,443	751,408
			区名	保安林等を除く面積(㎡)	固定資産税(円)																																																	
			境	306,769	50,425																																																	
			一日市	31,085	6,442																																																	
			若松	18,859	3,987																																																	
			香住	60,337	13,677																																																	
			七日市	1,999	—																																																	
			森	487,485	86,474																																																	
			油良	111,952	26,393																																																	
			油良、間室	408,378	100,337																																																	
			間室	22,334	5,524																																																	
			下浜財団法人	1,490,109	201,119																																																	
			市午	10,130	2,464																																																	
			浜	921,304	177,032																																																	
			西	335,001	67,977																																																	
			御崎	138,361	8,828																																																	
			鎧	93,341	729																																																	
			合計	4,437,443	751,408																																																	

協議第 6 3 号

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて協議する。

平成 1 6 年 8 月 3 0 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - (3)	事務組織及び機構の取扱い
新町の事務組織及び機構は、次の方針により整備する。 1 . 住民サービスの低下をきたさない組織・機構とする。 2 . 簡素で効率的な組織・機構とする。 3 . 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構とする。 4 . 責任の所在が明確で、的確な危機管理が行える組織・機構とする。 5 . 新町まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構とする。 6 . 本庁は、町全体の総合的な業務を掌り、旧町区域の住民に直結した地域局の業務との調整を図りながら新町の均衡ある発展を図る。 7 . 地域局は、旧町区域を所管区域として、日常的な住民サービス業務と地域振興拠点としての業務等を担う。 8 . 庁舎間の情報ネットワーク、緊急連絡体制を拡充し、相互連携を強化する。		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	事務組織及び機構の取扱い	協議細目	
先進事例	新市町名	調 整 内 容	
	養父市	1. 行政組織機構整備基本方針 新市の行政組織及び機構は、本庁及び地域局の事務の円滑で効率の良い執行のため、次の事項を基本として整備するものとする。 ① 新市移行後において住民サービスの低下をきたさない機構・組織 ② 市民が利用しやすくわかりやすい機構・組織 ③ 簡素で効率的な機構・組織 ④ 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる機構・組織 ⑤ 地方分権に柔軟に対応できる機構・組織 ⑥ 新たな行政課題に速やかに対応できる機構・組織 ⑦ 事務の効率化、住民の利便性を図るため電子行政の推進 2. 地域局については、合併前の町域を所管区域として、日常必要な住民サービス業務等と地域振興の拠点としての業務を任務として整備する。	
	朝来市	新市の組織及び機構は、次の方針により整備する。 <総括方針> ・ 市民の声を適正に反映することができる組織・機構 ・ 市民が親しみやすく利用しやすい組織・機構 ・ 分権型社会に対応可能な組織・機構 ・ 指揮命令系統及び責任の所在が明確な組織・機構 ・ 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構 ・ 簡素で効率的な組織・機構 ・ 新たな行政課題に即応できる組織・機構 ・ 緊急時に即応できる組織・機構 <総括方針> (1) 新市の組織は本庁と支所(支所の名称は「庁舎」と称する。)で構成する。 (2) 本庁は市全体の総合的な事務を行い、旧町区域における直接的な事務を行う各支所と調整を図りながら市の健全な発展を推進する。 (3) 当分の間、本庁には本庁所在の旧町を所管する支所機能を包含させることとし、新庁舎建設時に改めて当該支所機能とそのあり方について検討する。 (4) 新庁舎建設までの間は、分離しても効率性と行政サービスが特に低下しない部門については、一時的な分庁舎方式を取り入れ、現有施設の有効利用を図る。	
	豊岡市	新市の具体的な組織及び機構は、各協定項目の協議結果を精査した上で、次に掲げる方針に基づき合併の日までに決定する。 なお、行政区域が大きく広がることから、総合支所は地域活動の拠点として位置づけ、日常的な住民サービスの継続・確保に努める。 (1) 住民サービスの低下をきたすことのない組織・機構 (2) 住民にわかりやすく利用しやすい、簡素で効率的な組織・機構 (3) 責任の所在が明確で、的確な危機管理が行える組織・機構 (4) 地方分権等による新たな課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織・機構 (5) 新市建設計画の実現が円滑に遂行できる組織・機構	

地域自治区の取扱いについて

地域自治区の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 8 月 3 0 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

協定項目	- ()	地域自治区の取扱いについて
地域自治区の取扱いについては、次のとおりとする。 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 5 条の 5 の規定に基づき、合併前の美方町、村岡町及び香住町の区域ごとに地域自治区を設置する。 設置については、別紙「地域自治区の設置に関する協議書」のとおりとする。		

平成 年 月 日確認・継続協議

地域自治区の設置に関する協議書（案）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）
第5条の5に規定する合併関係町の協議により定める事項、その他必要な事項について、下記のとおり定めるものとする。

記

（地域自治区の設置）

第1条 法第5条の5第2項の規定に基づき、合併前に美方町、村岡町及び香住町の区域であった区域ごとに地域自治区を設置する。

（地域自治区の名称）

第2条 地域自治区の名称は、それぞれ、〇〇区、村岡区及び香住区とする。

（地域自治区の事務所）

第3条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

位置	名称	所管区域
香美町〇〇区大谷564番地の1	香美町〇〇地域局	〇〇区の区域
香美町村岡区村岡390番地の1	香美町村岡地域局	村岡区の区域
香美町香住区香住字門前1595番地の3	香美町役場	香住区の区域

（地域協議会の設置及び構成員）

第4条 地方自治法第202条の5第1項の規定により設置する各地域自治区の地域協議会（以下「協議会」という。）は、それぞれ、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、町長が住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して選任する15人以内の委員をもって組織する。

（1）公共的団体が推薦する者

（2）識見を有する者

（3）公募に応じた者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

4 委員の報酬については、新町において定める非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例により支払うものとする。

(協議会の会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長、副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、協議会における出席委員の過半数の議決に基づいて解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。

(2) 職務上の義務違反があったとき。

(協議会の審議事項)

第6条 地方自治法第202条の7第2項に規定する町の施策に関する重要事項とは、次に掲げる事項とする。

(1) 新町まちづくり計画に関する事項

(2) 新町基本構想、各種地域振興計画に関する事項

(3) その他町長が必要と認める事項

(協議会の会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、協議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域自治区の事務所において処理する。

(委任)

第9条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（地域自治区の設置手続等の特例）

第5条の5 市町村の合併に際しては、地方自治法第202条の4第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村の区域であつた区域をその区域とする同項に規定する地域自治区（以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。）を設けることができる。

2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第202条の4から第202条の8までの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第1項及び第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

（住居表示に関する特例）

第5条の7 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。

地方自治法（抜粋）

第4節 地域自治区

（地域自治区の設置）

第202条の4 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、**条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。**

2 地域自治区に事務所を置くものとし、**事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。**

3 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもって充てる。

4 第4条第2項の規定は第2項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第175条第2項の規定は前項の事務所の長について準用する。

（地域協議会の設置及び構成員）

第202条の5 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 **地域協議会の構成員の任期は、4年以内において条例で定める期間とする。**

5 第203条第1項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

（地域協議会の会長及び副会長）

第202条の6 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

2 **地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。**

3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

- 4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。
- 5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(地域協議会の権限)

第202条の7 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - (3) 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市町村長は、**条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって**地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長その他の市町村の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織及び運営)

第202条の8 この法律に定めるもののほか、**地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。**

(政令への委任)

第202条の9 この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関し必要な事項は、政令で定める。

合併協定項目の変更について

合併協定項目の変更について提出する。

平成 1 6 年 8 月 3 0 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

合併協定項目の変更について

合併協定項目を次のとおり変更するものとする。

- 1 協定項目 2 - (2) 地域審議会の取扱いについて
市町村の合併の特例に関する法律の一部改正により、地域自治区が新たに制度化され、この法律を適用して地域自治区を合併前の美方町、村岡町及び香住町の区域ごとに設置することから、地域審議会は新町において設置しないこととし、協定項目 2 - (2) 地域審議会の取扱いの項目は、「地域自治区の取扱い」に読み替えることとする。
- 2 協定項目 3 - (7) 字名の取扱いについて
地域自治区を合併前の美方町、村岡町及び香住町の区域ごとに設置することから、同一字名の変更の必要がなくなり、協定項目 3 - (7) 字名の取扱いについての項目は削除することとする。

平成 年 月 日確認・継続協議